

## 「大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会」公式キャラクター募集要項

### 1. 趣旨

大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会は、様々な取り組みの統一的なイメージや魅力を発信するシンボルとして、公式キャラクター(以下「キャラクター」という。)を制作することとなりました。

キャラクターを当実行委員会の取り組みに活用することで、大正区、港区、西淀川区の区民をはじめ、多くの市民に「ものづくり」への愛着や誇りを育んでいただくとともに、“ものづくりのまち”としての魅力発信やイメージの向上をめざすものです。

ついては、だれからも親しまれ、愛されるキャラクターのデザインと名称を募集します。

### 2. 募集内容

#### (1) 募集対象

キャラクターのデザイン、名称及びプロフィール及びコンセプトを応募してください。

#### (2) 募集作品の要件

作品は次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 「ものづくり」をイメージしやすいデザインにすること。
- ② 3区(大正区、港区、西淀川区)の特長を表すこと(地形、環境、スポット等)  
※キャラクターは1体とします。
- ③ さまざまな用途に応じたポーズや立体化(着ぐるみ等)ができる汎用性のあるデザインであること。

ただし、以下の事項を含む作品は対象外となります。

- ・公序良俗に反するもの
- ・個人を特定できる情報が入ったもの
- ・法令に違反する、または違反する恐れのあるもの
- ・特定の主義、政治的主張、または宗教の普及を目的とするもの
- ・公共性に乏しいもの
- ・営利を目的としたもの
- ・第三者の権利を侵すおそれがあるもの
- ・AI生成素材をそのまま使用したもの

### 3. 募集作品の規定

#### (1) デザイン

①作品の画材・色彩・技法は本募集要項に反しない限り自由とし、手書きでもデジタルでも可とします。

②キャラクターの全身像の正面デザインを平面(立体・3Dは不可)で描きフルカラーで描くこと。また、単色でもデザインが判別できるものとしてください。

③デジタルデータで応募する場合は、次の形式等の全てを満たすこと。

- ・画像サイズ：はがきサイズ（100mm×148mm）以上、A4サイズ（210mm×297mm）以下
- ・ファイル形式：JPEG（JPG）・PNG・PDFのいずれか
- ・データ容量：10MBまで
- ・解像度：300dpi以上を推奨

④グラデーション（色の濃淡を少しずつ変化させる手法）は使えません。また、写真の全部又は一部も使えません。

## （2）名称

- ① 名称は平仮名、片仮名、漢字、アルファベットを問いません。
- ② JIS規格外の文字は使えません。
- ③ 名称がアルファベットの場合は、読み仮名を付けること。

## （3）キャラクターのプロフィール

キャラクターの性格、誕生日、好物、特技、口ぐせ等を設定すること。

## （4）キャラクターのコンセプト

「ものづくり」のイメージや「3区（大正区、港区、西淀川区）」の特徴をどう表現したか、デザインに込めた思い等を記載すること。

## 4. 応募資格等

居住地、年齢、プロ・アマチュアは問いません。団体での応募もできます。

※一人(団体)2作品まで応募できます。

※未成年者等の方の応募作品を来場者投票の対象とする場合は、当該未成年者等の保護者等から、本募集要項の内容に係る承諾書を提出いただきます。当該未成年者等の保護者等からの承諾書が得られない場合は、来場者投票の対象しません。

## 5. 募集期間

令和8年5月7日（木曜日）から令和8年6月26日（金曜日）まで

## 6. 応募方法

- （1）一人（団体）2作品の応募をする場合は、応募用紙1枚につき1作品とします。
- （2）メール、または郵送によりご提出ください。

メール:応募用紙に必要事項を入力し、応募作品とあわせて次のアドレスへ送信してください。

大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会 [tm-monodukuri@city.osaka.lg.jp](mailto:tm-monodukuri@city.osaka.lg.jp)

郵 送：応募用紙に記入のうえ、令和8年6月26日（金）必着で提出してください。  
作品が折れないよう角2封筒に入れて提出してください。  
※上記により難しい場合は、事務局にご相談ください。

**【宛先】**

〒551-8501

大阪市大正区千島2-7-95

大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会

事務局 大阪市大正区役所地域協働課（地域協働）

「大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会公式キャラクター応募」

7. 選定方法

応募されたすべての作品を、大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会委員（以下、実行委員会とする。）により複数の候補作品を選定します。候補作品について令和8年8月1日（土）に開催の「大正ものづくりフェスタ 2026」及び、令和8年8月22日（土）開催の「西淀川ものづくりまつり」にて、来場者投票を行い、実行委員会による最終選定を経て採用作品を決定します。

※イベントの中止等により来場者投票が実施できない場合は、実行委員会にて選定方法を協議します。

8. 結果発表

採用者へは、直接ご連絡するとともに、選定の結果は大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会事務局大阪市大正区役所が管理する「大正区ホームページ」で公表します。  
公表は、令和8年9月末頃を予定しています。

9. 賞品

採用作品（1点） 賞状及び30,000円分のQUOカード

10. 応募に関する留意事項

応募者は、以下の各事項について承諾したうえで作品の応募をお願いします。

- (1) 応募作品は、応募者が自ら独自に創作（未提出）の作品であり、既に発表されているものと同一または類似・模倣ではないこと、第三者から著作権、特許権、商標権等の主張がされておらず、第三者の一切の権利を侵害しないものに限ります。
- (2) 応募に伴い、応募者と第三者において、諸問題が発生した場合、大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会は一切の責任を負いません。
- (3) 応募作品のうち手書きの作品については、事務局が審査等のためにスキャニングを行

います。

- (4) 応募者（応募者が団体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と判明した場合は、応募を無効とします。
- (5) 応募作品の制作過程に関する情報（着想に至った経緯や参考にした情報等）は破棄せずに必ず保管してください。著作権の確認のため、これらの情報の提出を求める場合があります。
- (6) 応募作品の返却はいたしません。
- (7) 著作権法その他法令の規定に違反があると大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会が判断した場合には、受賞を取り消すとともに、賞品の返還並びに大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会が受けた損害に関する一切の費用を請求することがあります。また、応募作品について著作権等に関わる問題が発生した場合は、全て応募者の責任とします。
- (8) 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- (9) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選定に関するお問い合わせには対応いたしません。
- (10) 応募作品について、応募者へ連絡した上で必要に応じてデザインや色彩、名称等を事務局が修正又は補正する場合があります。
- (11) 応募作品について、本募集要項等に違反する事実が明らかになった場合、採用を取り消す場合があります。
- (12) 本募集要項に取り決めのない事項については、大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会の判断により決定します。
- (13) 審査状況により採用にふさわしい応募作品がなかった場合には、採用作品なしとする場合があります。
- (14) 応募者は応募をもって本募集要項に同意したものとみなします。

## 11. 著作権等について

- (1) 採用作品の応募者は、採用が決定した時点で、当該採用作品に関する一切の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定される権利を含みます。）を、大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会に無償で譲渡するものとします。採用作品に関するその他一切の権利も、同委員会に帰属します。なお、同委員会が、譲渡を受けた著作権について譲渡登録を行う場合、応募者は当該手続に協力するものとします。
- (2) 採用作品は、リーフレットやポスター等の印刷物、ホームページ等で使用する他、大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会の取組に関係する事業者等の各種印刷物、公式キャラクターグッズ等にも使用できるものとし、広報活動等に使用します。

- (3) 採用作品について、大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会は、本事業の実施・広報等に必要な範囲で、トリミング、拡大縮小、レイアウト調整、色調補正等の修正のほか、キャラクター設定の追加・変更、ポーズ・表情・衣装・小物等の追加制作、簡略化・デフォルメ等の改変・翻案および二次的著作物の作成を行うことがあります。応募者は、当該利用・改変・翻案等に関し、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 採用作品の応募者は、区または区の許諾を受けた個人・団体・企業などが当該作品を使用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとします。

## 12. 個人情報の取り扱い

- (1) 応募者の個人情報については、応募者の許可なく作品の選考以外の目的には使用しません。ただし、受賞者に予め確認した上で、氏名、住所（市区町村名まで）や作品の趣旨を公表する予定です。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、応募をもって応募者の同意を得られたものとします。

## 13. 問合せ先

大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会  
事務局 大阪市大正区役所地域協働課（地域協働グループ）  
電話：06-4394-9942 FAX：06-6553-9989  
メールアドレス：[tm-monodukuri@city.osaka.lg.jp](mailto:tm-monodukuri@city.osaka.lg.jp)